

公共交通情報提供の円滑化に向けて

- 【公共交通情報データ標準】に基づくデータ整備のすすめ -

お問い合わせ先

国土交通省

総合政策局情報管理部情報企画課

tel:03 5253 8333 fax:03 5253 1564

自動車交通局企画室

tel:03 5253 8111 fax:03 5253 1636

本件に関するインターネットホームページ(国土交通省ホームページ内)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/koukyou-koutuu-jouhou-hyoujyun/>

公共交通情報データ標準 データ項目一覧表
平成13年度 公共交通情報の提供促進のための
データ標準化等に関する調査報告書
(公共交通情報データ標準 仕様書を付録)



ダウンロードできます(無料)

データ入力ツール、データコンバータは無料提供します。

国土交通省

総合政策局情報管理部・自動車交通局

1. はじめに

地域の総合的な公共交通情報を一般利用者へより円滑に提供するためには、交通事業者や情報提供事業者が各社各様の情報源を基に情報提供を行っている現状をあらためていく必要があります。そこで、国土交通省では、鉄道・バス事業者における効率的な情報提供のための具体的なデータ標準として、「公共交通情報データ標準」を策定しました。
何卒趣旨をご理解頂き、本標準に基づくデータ整備へのご協力をお願いいたします。

2. 公共交通情報データ標準の概要

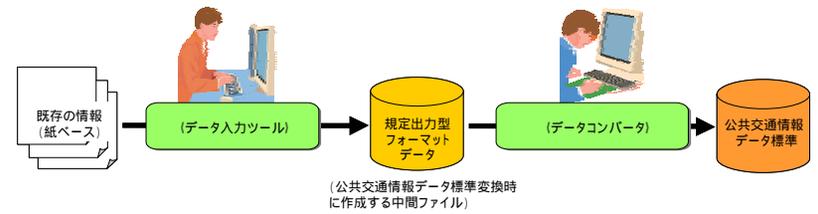
公共交通情報データ標準において定めた情報の種類

(路線系統)	: 路線または系統に関する情報
(ダイヤ)	: ダイヤ全体に関する情報
(駅停留所)	: 駅または停留所に関する情報
(会社)	: 鉄道・バスなどを運行する会社(事業者)に関する情報
(乗換)	: 路線間の乗換時間または乗り入れに関する情報
(連絡乗り継ぎ)	: 駅バス停間の徒歩または駅空港間の連絡バスなどに関する情報
(料金体系)	: 複数の駅停留所間料金を含む料金体系に関する情報
(交通経路)	: ある地点から目的地に至る経路に関する情報(乗換案内の検索結果のイメージ)
(周辺施設)	: 沿線の観光施設・レジャー施設などに関する情報
(リアルタイム情報)	: 特定の時間に発生している事故情報や遅延情報等リアルタイムの運行状況に関する情報

公共交通情報データ標準は、必ずしも全てのデータ項目の整備を必要とするものではありません。各交通事業者において実際にデータ整備が必要と判断された項目についてのデータ整備を実施頂けます。
なお、各交通事業者が鉄道、バスを運行するために一般的に保有している情報、及び、一般利用者に向けて既に提供している時刻表等の情報もデータ項目として定めてあり、これらについてのデータ整備は可能と考えられます。
(「データ項目一覧表」及び詳細説明を記載した「仕様書」を国土交通省ホームページよりダウンロードできます。)

3. データの整備方法

- A: 既存の情報を紙ベースで保有している交通事業者
- ・ 既存の情報を電子データで保有している小規模な交通事業者



データ整備用ツール

(データ入力ツール)
Excelを使用し簡便な手作業で、路線・系統ごとの編成・料金に関する情報を入力し「規定出力型フォーマット」を作成するツール。

(データコンバータ)
「規定出力型フォーマット」を汎用性の高いXML形式の公共交通情報データ標準に自動変換するツール。

(データ入力ツール 画面イメージ)

ご希望に応じて国土交通省より
無料でご提供します。
お問い合わせ下さい。

- B: 既存の情報を電子データで保有している上記以外の交通事業者

保有する電子データの形式に対応した自動変換ツールを事業者ご自身にて作成して頂くことになります。

ご不明な点については国土交通省までお問い合わせ下さい。

4. データの活用例

公共交通情報データ標準のうち必要と判断したデータ項目を整備し、これに対応したインターネット情報提供システムを構築することによって、一例として以下のサービスの実施が可能になります。

(時刻表情報案内サービス)
出発地と目的地(駅またはバス停留所名)を選択・検索することにより、該当する路線・系統の運行時刻が分かります。

(時刻表情報案内サービス 画面イメージ)

(乗換情報案内サービス)
出発地と目的地(駅またはバス停留所名)を選択・検索することにより、目的地までの乗換経路・乗換時刻・運賃が分かります。
(公共交通情報データ標準を適用した複数交通事業者による連携を想定)

(乗換情報案内サービス 画面イメージ)

公共交通情報データ標準は汎用性の高いXMLを用いているので、交通事業者としては上記の一般利用者向け情報提供のみでなく、業務系システムを含めた全社的な適用も検討できます。
また(データ入力ツール)は、時刻表をイメージした様式にデータを入力する形を採っているため、これに沿って整備したデータは、一般利用者向け紙ベース時刻表の自動作成等にも活用が可能になると考えられます。

5. データの活用のための稼働

- A: データの整備にかかる稼働

既存の情報を紙ベースで保有している小規模のバス事業者の場合(例)

想定する事業規模		データ整備方法	
路線数	: 20	「3. データの整備方法A」に基づく	
系統数	: 50	整備対象データ項目	
バス停留所数	: 200	「4. データの活用例」に基づく	
運行本数(1日平均)	: 1000本		

データ作成稼働: 5.8人日 + 不足データ購入稼働: 8万円

整備対象データ項目としている停留所の「緯度」「経度」(「データ項目一覧表」参照)に関するデータは外部のデジタルコンテンツ会社から購入したと想定。

上記の算出方法については、
「平成13年度 公共交通情報の提供促進のためのデータ標準化等に関する調査報告書」P134 ~ P146に記載。
(国土交通省ホームページよりダウンロードできます。)

- B: 情報提供システムの構築

データの整備後に、インターネット情報提供システムの構築を実施する場合は基本的に別途費用が必要となります。また、その実施形態として以下が想定されます。

(交通事業者による情報提供)
交通事業者が、個々の目的に合わせてデータを整備し、自ら情報提供する方法。

(地域における総合的な情報提供)
地方自治体または交通事業者協会が主体となって、地域の交通事業者の整備データを収集し、総合的に情報提供する方法。

(情報提供事業者(コンテンツプロバイダ)による情報提供)
既存の情報提供事業者(コンテンツプロバイダ: インターネット等で乗換情報案内等を行なっている事業者)が交通事業者の整備データを収集し、総合的に情報提供する方法。